

公共下水道の使用について

対象

尼崎市内に初めて工場、事業所を建設する事業者
尼崎市に届出を忘れていた事業者

1 特定施設及び特定事業場

特定施設とは、水質汚濁防止法第2条第2項で定められた施設（以下「水質汚濁防止法特定施設」という。）及びダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設（以下「ダイオキシン類対策法特定施設」という。）です。

特定施設の例としては、ガソリンスタンド等に設置される自動式車両洗淨施設、事業場に設置される塗装ブース、酸やアルカリによる洗淨施設、写真フィルムを現像する自動式フィルム現像洗淨施設など、その他にも様々な施設があります。

下水道法では、この特定施設を設置する者を「**特定施設の設置者**」、特定施設を設置している工場または事業場を「**特定事業場**」といい、それ以外の事業場とは異なった厳しい規制をしています（以下、特別の指定がない限り、水質汚濁防止法特定施設とダイオキシン類対策法特定施設を含め、「特定施設」、「特定事業場」という）。

特定事業場とそれ以外の事業場とでは、届出の手続き、規制や罰則等に大きな違いがありますので、工場や事業場に設置されている施設が特定施設に該当していないか、**水質汚濁防止法施行令別表第1及びダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2**で、調べていただく必要があります。

なお、特定施設のうち旅館業の用に供するちゅう房施設、洗たく施設、入浴施設（温泉を利用するものは除く）に関するものについては、下水道法の規定は一部適用されません。

下水道法に基づく特定施設等に関する問い合わせ先
下水浄化センター除害施設担当 TEL06-6499-4515

2 特定事業場に関する下水道法の規定の概要

(1) 特定事業場からの下水の排除の制限 [法第12条の2]

特定事業場から、一定の水質の基準に適合しない下水を公共下水道へ排除する（排水する）ことは禁止されています。対象となるのは、特定施設からの排水だけでなく、生活廃水（水洗便所除く）、雨水等を含めた特定事業場から公共下水道へ排除されるすべての下水です。

(2) 特定施設の届出義務 [法第12条の3] [法第12条の4]

公共下水道を使用している事業場が「特定施設を新しく設置するとき」、「すでに設置している施設が特定施設に追加指定されたとき」、「特定事業場が新たに公共下水道を使用することとなったとき」、「届け出た特定施設の使用の方法等を変更しようとするとき」、「汚水の処理の方法を変更しようとするとき」には届出が必要です。

(3) 実施の制限 [法第12条の6]

特定施設の「設置」または「構造等の変更」の届出を行った者は、届出受理の日から60日を経過した後でなければその工事に着手できません。これは、公共下水道管理者が届出内容の審査を行う期間及び、その結果が不相当であったときに計画変更命令を行う期間を確保するためです。

(4) 計画変更命令 [法第12条の5]

公共下水道管理者は、特定施設の「設置」または「構造等の変更」の届出があった場合、その内容を審査して、事業場からの排水が下水排除基準に適合しない恐れがあると認められるときは、届出者に対しその計画の変更あるいは廃止を命ずることができます。

(5) 改善命令等 [法第37条の2]

公共下水道管理者は、特定事業場の排水が下水排除基準に適合しない恐れがあると認めるときは、期限を定めて、特定施設の構造や汚水の処理の方法の改善または特定施設の使用や下水排除の一時停止を命ずることができます。

3 下水道法による水質規制

工場、事業場から公共下水道へ下水を排除するときには、下水道への排除基準以下の水質にしなければなりません。下水道法による水質規制は下水の排除の制限による規制（直罰による規制）と除害施設の設置等の義務づけによる規制とがあります。

(1) 下水の排除の制限による規制（直罰による規制）

特定事業場から、下水道への排除基準に適合していない下水を下水道へ排除することは禁止されています。

ただし、この禁止規定には有害物質以外の物質等について排除下水量による適用除外があり、処理困難物質については、日平均排除下水量が30m³以上の特定事業場に、処理可能項目については日平均排除下水量が50 m³以上の特定事業場に適用となります。

なお、水質汚濁防止法の特定施設のみを設置している特定事業場とダイオキシン類対策法特定施設のみを設置している事業場とでは、排除基準に若干の違いがあります。

排除が制限されている下水を公共下水道へ排除したときは、改善命令等の行政処分を経ることなく処罰されることになります。

また、公共下水道管理者が排除基準に適合しない恐れがあると認めた場合は、「特定施設の使用の方法の改善」、「汚水の処理の方法の改善」あるいは「下水排除の停止」などの命令を受けることがあります。

(2) 除害施設の設置等の義務づけによる規制

上記(1)の下水の排除の制限による規制を受けない特定事業場から排除される下水と特定施設のない工場または事業場（特定事業場以外）から排除される下水は、下水道への排除基準以下の水質になるように除害施設（汚水の処理施設）を設置するなどの必要な措置を講じる必要があります。この規定に違反すると「特定施設の使用の方法等の改善」、「汚水の処理の方法の改善」あるいは「下水排除の停止」などを命じられ、この命令に従わないと処罰されます。

公共下水道への排除基準一覧表

施設 種別	対象 または 項目	特定施設を設置している 工場または事業場			特定施設 のない工 場または 事業場	
		日平均排除下水量 (m ³)				
		50以上	30以上50未満	30未満		
施設 種別	温度 (°C)	45 (40)	45 (40)	45 (40)	45 (40)	
	沃素消費量 (mg/L)	220	220	220	220	
処理 可能 項目	水素イオン濃度 (pH) (水素指数)	5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)	
	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉱油類 (mg/L)	5	5	5	5
		動植物油脂類 (")	30	30	30	30
	生物学的酸素要求量 (BOD) (")		600 (300)	600 (300)	600 (300)	600 (300)
		浮遊物質 (SS) (")	600 (300)	600 (300)	600 (300)	600 (300)
	処理 困難 物質	フェノール類 (")	5	5	5	5
銅及びその化合物 (")		3	3	3	3	
亜鉛及びその化合物 (")		2	2	2	2	
鉄及びその化合物 (溶解性) (")		10	10	10	10	
マンガン及びその化合物 (溶解性) (")		10	10	10	10	
クロム及びその化合物 (")		2	2	2	2	
有害 物質	カドミウム及びその化合物 (")	0.03	0.03	0.03	0.03	
	*1シアン化合物 (")	0.7(0.3)	0.7(0.3)	0.7(0.3)	0.7(0.3)	
	*1有機燐化合物 (")	0.7(0.3)	0.7(0.3)	0.7(0.3)	0.7(0.3)	
	鉛及びその化合物 (")	0.1	0.1	0.1	0.1	
	*1六価クロム化合物 (")	0.2 (0.1)	0.2 (0.1)	0.2 (0.1)	0.2 (0.1)	
	*1砒素及びその化合物 (")	0.1 (0.05)	0.1 (0.05)	0.1 (0.05)	0.1 (0.05)	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (")	0.005	0.005	0.005	0.005	
	アルキル水銀化合物 (")	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
	PCB (")	0.003	0.003	0.003	0.003	
	トリクロロエチレン (")	0.1	0.1	0.1	0.1	
	テトラクロロエチレン (")	0.1	0.1	0.1	0.1	
	ジクロロメタン (")	0.2	0.2	0.2	0.2	
	四塩化炭素 (")	0.02	0.02	0.02	0.02	
	1,2-ジクロロエタン (")	0.04	0.04	0.04	0.04	
	1,1-ジクロロエチレン (")	1	1	1	1	
	シス-1,2-ジクロロエチレン (")	0.4	0.4	0.4	0.4	
	1,1,1-トリクロロエタン (")	3	3	3	3	
	1,1,2-トリクロロエタン (")	0.06	0.06	0.06	0.06	
	1,3-ジクロロプロペン (")	0.02	0.02	0.02	0.02	
	チウラム (")	0.06	0.06	0.06	0.06	
	シマジン (")	0.03	0.03	0.03	0.03	
	チオベンカルブ (")	0.2	0.2	0.2	0.2	
	ベンゼン (")	0.1	0.1	0.1	0.1	
	セレン及びその化合物 (")	0.1	0.1	0.1	0.1	
	*2ほう素及びその化合物 (")	10(230)	10(230)	10(230)	10(230)	
	*2ふっ素及びその化合物 (")	8(15)	8(15)	8(15)	8(15)	
	1,4-ジオキサン (")	0.5	0.5	0.5	0.5	
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	10	10	10	10	
	備考	1	温度、pH、BOD、SSの () 内の基準値は、製造業またはガス供給業に適用する。			
		2	■ は直罰に関する、その他は除害施設の設置等の義務づけに関する基準値である。			
		3	* 1印の物質の () 内の数値は、兵庫県の「水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例」(上乗せ条例)に基づく基準値で、北部処理区域内の工場または事業場に適用する。			
		4	* 2印の物質の () 内の数値は、武庫川処理区域内の工場または事業場に適用する。			
5		ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特定施設を設置する特定事業場に限り適用する。				
6		ダイオキシン類の数値は、ダイオキシン類の量をその毒性に応じて国土交通省令、環境省令で定めるところにより、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの量に換算した数値とする。				

4 特定施設の設置等の届出一覧表

特定施設の設置者は、特定施設について次表のとおり届出が義務づけられています。

届出を要する場合	届出の種類	届出の期限
特定施設を新しく設置しようとするとき (法第12条の3第1項)	特定施設設置届出書 (様式第六)	工事着手予定の60日前まで
すでに設置している施設または工事中の施設が法令により新たに特定施設に指定されたとき (法第12条の3第2項)	特定施設使用届出書 (様式第七)	特定施設になった日から30日以内
特定施設を設置している工場または事業場が公共下水道を使用することとなったとき (法第12条の3第3項)	特定施設使用届出書 (様式第七)	公共下水道を使用することとなった日から30日以内
すでに届け出た特定施設について、特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法、排出水の汚染状態及び量、用水及び排水の系統を変更しようとするとき (法第12条の4)	特定施設の構造等変更届出書 (様式第八)	特定施設の構造等を変更する工事の着手予定の60日前まで
氏名または名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、あるいは工場または事業場の名称及び所在地に変更があったとき (法第12条の7)	氏名等変更届出書 (様式第十)	氏名等を変更した日から30日以内
すでに届け出た特定施設の使用を廃止したとき (法第12条の7)	特定施設使用廃止届出書 (様式第十一)	特定施設の使用を廃止した日から30日以内
すでに届け出た特定施設を譲り受けまたは借り受けたとき (法第12条の8)	承継届出書 (様式第十二)	特定施設を承継した日から30日以内
特定施設の設置届または構造等の変更届に関する工事が完了したとき	特定施設工事等完了届出書	特定施設の工事が完了した日から7日以内
建設工事等に伴い、工事排水や地下水等の排出のために一時的に公共下水道を使用するとき	公共下水道一時使用開始届	あらかじめ

のところは、原則として届出が受理された日から60日経過した後でなければ着工できません〔法第12条の6第1項〕。また、公共下水道管理者から計画の変更や廃止を命じられることがあります〔法第12条の5〕。

5 公共下水道使用開始（変更）届

公共下水道を使用しようとする者は、次表の「届出を要する場合」に該当するときは「公共下水道使用開始届」で下水の量や水質について、あらかじめ公共下水道管理者に届け出ることが義務づけられています〔法第11条の2〕。

届出を要する場合	届出の内容
(1) 1日当たり50m ³ 以上の下水を排除する日があるとき (2) 下水の量にかかわらず、下表の【使用開始届を要する水質】に該当する水質の下水を排除するとき (3) 届け出た下水の量または水質を変更しようとするとき (法第11条の2第1項)	使用開始時期 水量、水質
特定施設の設置者が下水を排除して公共下水道を継続して使用しようとするとき (法第11条の2第2項)	使用開始時期等

【使用開始届を要する水質】

項目または物質	水質の基準値	項目または物質	水質の基準値
温度	40℃ 以上であるもの	総水銀化合物	0.005 mg/Lを超えるもの
水素イオン濃度(pH)	5.7以下または8.7 以上であるもの	アルキル水銀化合物	検出されるもの
生物化学的酸素要求量(BOD)	300 mg/L以上であるもの	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/Lを超えるもの
浮遊物質(SS)	300 mg/L以上であるもの	トリクロロエチレン	0.1 mg/Lを超えるもの
窒素含有量	150 mg/L以上であるもの	テトラクロロエチレン	0.1 mg/Lを超えるもの
燐含有量	20 mg/L以上であるもの	ジクロロメタン	0.2 mg/Lを超えるもの
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	5 mg/Lを超えるもの	四塩化炭素	0.02 mg/Lを超えるもの
動植物油類含有量	30 mg/Lを超えるもの	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/Lを超えるもの
沃素消費量	220 mg/Lを超えるもの	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/Lを超えるもの
フェノール類	5 mg/Lを超えるもの	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/Lを超えるもの
銅及びその化合物	3 mg/Lを超えるもの	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/Lを超えるもの
亜鉛及びその化合物	2 mg/Lを超えるもの	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/Lを超えるもの
鉄及びその化合物(溶解性)	10 mg/Lを超えるもの	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/Lを超えるもの
マンガン及びその化合物(溶解性)	10 mg/Lを超えるもの	チウラム	0.06 mg/Lを超えるもの
クロム及びその化合物	2 mg/Lを超えるもの	シマジン	0.03 mg/Lを超えるもの
*2 ふっ素及びその化合物	8 (15) mg/Lを超えるもの	チオベンカルブ	0.2 mg/Lを超えるもの
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/Lを超えるもの	ベンゼン	0.1 mg/Lを超えるもの
*1 シアン化合物	0.7 (0.3) mg/Lを超えるもの	セレン及びその化合物	0.1 mg/Lを超えるもの
*1 有機燐化合物	0.7 (0.3) mg/Lを超えるもの	*2 ほう素及びその化合物	10 (230) mg/Lを超えるもの
鉛及びその化合物	0.1 mg/Lを超えるもの	アンモニア性窒素等含有量	125 mg/Lを超えるもの
*1 六価クロム化合物	0.2 (0.1) mg/Lを超えるもの	1,4-ジオキサン	0.5 mg/Lを超えるもの
*1 砒素及びその化合物	0.1 (0.05) mg/Lを超えるもの	ダイオキシン類	10 pg-TEQ/Lを超えるもの

備考 1 *1印の物質の()内の数値は、北部処理区域内の事業場に適用する。

2 *2印の物質の()内の数値は、武庫川処理区域内の事業場に適用する。

3 ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特定施設を設置する特定事業場に限り適用する。

4 ダイオキシン類の値は、ダイオキシン類の量をその毒性に応じて国土交通省令・環境省令で定めるところにより、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-パラジオキシン量に換算した数値とする。

6 水質の測定、記録義務

特定施設の設置者等は、公共下水道へ排除する下水の水質を測定し、その結果を記録し保存しておかなければなりません [法第12条の12]。

その方法は次のとおりです。

- (1) 下水の水質測定は、「下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）」に定められた方法で行うこと。
- (2) 水質の測定回数は次のとおり行うこと。
 - ① 温度、水素イオン濃度 排水の期間中1日1回以上
 - ② 生物化学的酸素要求量 14日を超えない排水の期間ごとに1回以上
 - ③ その他の項目または物質 7日を超えない排水の期間ごとに1回以上
 - ④ ダイオキシン類 1年を超えない排水の期間ごとに1回以上
- (3) 測定試料の採取は、公共下水道への排出口毎に公共下水道に流入する直前で、下水道による影響の及ばない地点で行うこと。採水は、測定しようとする下水の水質が最も悪いと推定される時刻に、水深の中層部から採取すること。
- (4) ダイオキシン類の測定については、ダイオキシン類対策法特定施設を設置している事業場に限る。
- (5) 測定の結果は「水質測定記録表（様式13）」に記録して、**5年間保存**すること。
自社測定が困難な事業場は、環境計量証明事業所（兵庫県知事登録事業所等）に検査を依頼してください。

なお、公共下水道管理者が相当の理由があると認めるときは、ダイオキシン類以外の測定項目の測定回数について別途指示することがあります。

7 排水設備の検査（立入り検査）

公共下水道管理者は、公共下水道の機能及び構造を保全し、または公共下水道からの放流水の水質を基準に適合させるために必要な限度において、事業場に立入り、排水設備、特定施設、除害施設等及びその他の物件を検査できることになっています [法第13条]。

本市では、随時、事業場に立入り、特定施設及び除害施設等の稼働状況や公共下水道に排除されている下水の水質等の検査を行っていますが、この検査結果によっては、特定施設や除害施設等の運転方法の変更や改善等について命令等を行うことがあります。

そのため、採水等の立入り時は、事業場の水質管理担当者（又は代理人）の立会いをお願いします。

8 報告の徴収

特定施設の設置者または使用開始届を要する水質に該当する者は、特定施設、除害施設、公共下水道へ排除されている下水の水質等に関して報告をしていただくことがありますので、御協力をお願いします〔法第39条の2〕。

本市では、次のとおり定期的に報告の徴収を行っています。

(1) 水質管理報告書	水質管理体制、水質測定要領等	年1回
(2) 事業場調査票	事業場の概要	年1回
(3) 除害施設維持管理報告書	除害施設の稼働状況及び排除下水の水質測定結果等（原則として水質測定結果表には様式第13を用いること）	月1回
(4) ダイオキシン類測定結果報告書（別紙含む）	ダイオキシン類対策特定施設を設置している特定事業場でダイオキシン類を測定したとき	年1回以上

上記以外にも必要に応じて随時、報告の徴収を行うことがあります。

9 事故時の措置

特定施設で使用している政令で定める有害物質又は油（以下「有害物質等」という。）が、誤って公共下水道に流入する事故が発生した場合の事業者の措置が義務化されています。（法第12条の9）

主な点は、次のとおりです。

- (1) 有害物質等が公共下水道に流入する事故が発生した場合は、直ちに当該排水の流出を防止するための応急措置を講ずること。
- (2) 事故の状況及び講じた措置の概要を速やかに尼崎市公共下水道管理者（下水浄化センター）に届け出ること。

日頃より、事故の発生の防止に努めていただくことは勿論のこと、万が一、事故が発生した場合は、速やかに適切な措置をとれる体制づくりをお願いします。

10 水質使用料制度

工場または事業場から排除される下水は、家庭から排除される下水と比べると水質の濃度が高い場合があります、このような事業場排水を家庭排水と同一の料金とすると不公平を生じる場合があります。

このため、本市では、2ヶ月に2,500m³以上の下水を排除する特定事業場を水質使用料対象事業場とし、この水質使用料対象事業場が生物化学的酸素要求量（BOD）または浮遊物質（SS）について200mg/ℓを越える下水を排除したときは、下水道使用料金とは別に水質使用料金が徴収されます。

水質使用料対象事業場は、「水量・水質使用料対象事業場届出書」を提出していただく必要があります。

水量・水質使用料対象事業場届出書に関する問い合わせ先
兵庫県尼崎市東七松町2丁目4番16号 上下水道庁舎 2階
上下水道部料金・ICT担当 TEL 06-6489-7406

11 固定資産税の優遇措置について

除害施設（汚水の処理施設）を設置した場合等には固定資産税の課税基準の特例等税法上の優遇措置があります。

税法上の優遇措置に関する問い合わせ先
資産統括局税務管理部資産税課 TEL 06-6489-6267

1 2 罰則

次の場合には罰則が適用されます。

- (1) 特定施設の設置等の届出をしなかったとき、または虚偽の届出をしたとき
- (2) 公共下水道の使用開始の届出をしなかったとき、または虚偽の届出をしたとき。
- (3) 特定施設の設置等に関して実施の制限に違反したとき。
- (4) 直罰に関する下水排除基準に適合しない下水を排除したとき。
- (5) 公共下水道管理者の計画変更命令、改善命令に従わなかったとき。
- (6) 水質の測定義務に関して、結果を記録しなかったとき、または虚偽の記録をしたとき。
- (7) 公共下水道管理者が行う立入り検査を拒み、妨げ、または忌避したとき。
- (8) 公共下水道管理者が求める報告を行わなかったとき、または虚偽の報告をしたとき。

様式第十三（第十五条関係）

水質測定記録表

測定年月 日及び時刻	測定場所		特定施設の 使用状況	採水者	分析者	測定項目				備考
	名称	排水量（単位立方 メートル/日）								

備考

- 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
- 2 ダイオキシン類についての測定の記録は、ダイオキシン類の量をその毒性に応じて下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省建設省令第1号）第9条に規定するところにより2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの量に換算した数値で行うこと。